

平成29年（行コ）第6号 海外視察費返還履行請求控訴事件（住民訴訟）

控訴人兼被控訴人（原審原告） 仙台市民オンブズマン

被控訴人兼控訴人（原審被告） 宮城県知事村井嘉浩

被控訴人兼控訴人補助参加人 渡邊和喜外3名

平成29年4月4日

仙台高等裁判所民事第2部 御中

上記控訴人兼被控訴人訴訟代理人弁護士

千葉 晃 平

同

宮腰 英 洋

外

控 訴 理 由 書

【目次】

第1	はじめに（控訴理由要旨）	4
第2	原判決の要旨	4
第3	裁量に関する判断の誤り	6
1	原判決の判示	6
2	裁量の逸脱・濫用になる場合に関する判断の誤り	6
3	考慮要素に関する判断の誤り	7
4	小括	9
第4	事前準備・検討に関する判断の誤り	10
1	原判決の判示	10
2	ニュージーランドありきの視察であったことについての評価の誤り	10
3	事前準備・検討に関する評価の誤り	11

4	只野議員のキャンセルを軽視していることの誤り	14
5	小括	14
第5	控訴理由各論	15
1	1日目の視察	15
(1)	オールドAMIスタジアム	15
(2)	カーボンカテドラル	20
(3)	市内トラム	24
(4)	市内視察	25
2	2日目の視察（マウントクック国立公園）	26
(1)	視察目的の合理性	26
(2)	視察目的と視察先との関連性	27
(3)	具体的な視察内容と視察目的との合理的関連性	28
(4)	県政への反映	28
(5)	海外視察に名を借りた観光中心の私的旅行と言えるか等	29
(6)	小括	29
3	2日目の視察（テカポ湖畔）	29
(1)	視察目的の合理性	29
(2)	視察目的と視察先との関連性	32
(3)	視察内容と視察目的の合理的関連性	33
(4)	県政への反映	35
(5)	海外視察に名を借りた観光中心の私的旅行と言えるか等	36
(6)	小括	36
4	3日目の視察（ワイラケイ地熱発電所）	37
(1)	視察目的の合理性	37
(2)	視察目的と視察先との関連性	39
(3)	視察内容と視察目的の合理的関連性	39

(4) 県政への反映	41
(5) 海外視察に名を借りた観光中心の私的旅行と言えるか等.....	42
(6) 小括	42
第6 違法性に関する判断の誤り	43
1 原判決の判示	43
2 原判決の誤り	43
3 悪意の受益者	44
(1) 原判決の判示	44
(2) 「悪意の受益者」の意義	44
(3) 原判決の誤り	45
第7 損害認定に関する判断の誤り	46
1 原判決の判示	46
2 原判決を前提にしても全旅費の4割を違法と認定すべきである.....	47
(1) 遊行目的の視察に多額の航空運賃が公費から支出されている.....	47
(2) 適法な視察が1日あれば、航空運賃の支出が全て適法となりかねない	48
(3) 小括	48
3 まとめ	48
第8 結語	49

第1 はじめに（控訴理由要旨）

原判決は、結論として控訴人の請求を一部認容したものの、その判断内容及び結論は極めて不十分なものであった。すなわち、原判決はそもそも県議会の裁量的判断を極めて広範に認めるが如き判断枠組みを定立し、とりわけ海外視察制度の本質である県政への反映については何らの配意をしなかった（下記第3）。また、事前検討・準備の重要性についての評価を誤っており、補助参加人らの主張を安易に信用して事前準備・検討としては足りるところではない旨判示した（下記第4）。さらに、各視察先についての判断においても、原判決の判示は極めて抽象的であり一体いかなる事情をどのように評価して係る結論を導いたのか、何ら明らかではない（下記第5）。そのため、原判決の違法性の認定は極めて不十分不合理である（下記第6）。極めつけは、原判決は全行程の40%が違法であると認定しながら、なぜか結論の損害認定額としては全旅費の4割ではなく、支出された金90万円のうち金8万3000円（支出額の約9%）に止まった（下記第7）。

以上のとおり、原判決には極めて大きな問題点が多数存在するのであり、是正されなければならない。なお、原判決が違法と認定した4日目及び5日目の視察については被控訴人ら控訴理由書に対する答弁書等において詳述することとする。

第2 原判決の要旨

- 1 裁量論（違法性判断の枠組み）について、「もとより、普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の議決機関として、その権能を適切に果たすために合理的な必要性があるときは、その裁量により議員を国内や海外に派遣することができる」と解される。

しかしながら、このような議会の権能も絶対無制約なものではなく、合理的な必要性がないにもかかわらず所属議員を海外に派遣したり、研修や視察の名の下に遊行を主目的とするようないわゆる観光旅行を実施する等した場合には、裁量権行使の逸脱又は濫用として、派遣に要した費用の支出が違法となる

場合があるというべきである。そして、裁量権行使の逸脱又は濫用の有無を判断するに当たっては、視察目的の合理性、視察先と視察目的との関連性、視察の必要性、視察内容、視察行程や費用の相当性などの事情を総合的に考慮する必要がある」とした（原判決42、43頁）。

2 視察目的について、本件企画書及び本件報告書に記載された、震災復興調査、スポーツ振興調査、自然環境保護調査、エネルギー問題調査、T P P問題（農業関係）調査、町おこし調査、観光資源調査であり、これらは県における議員の海外派遣の目的として合理的であるとした（原判決43頁）。

他方、補助参加人が事後的に主張した「みやぎ環境税の使途に関する調査」及び「六次産業化に関する調査」は本件海外視察の目的には含まれなかったと判示した（原判決43、44頁）。

3 事前準備について、「確かに、事前研修の具体的な内容については不明確な部分があり、視察先決定の経緯も明確とはいえない」としながら、「本件企画書を作成するに当たって、補助参加人らは、それぞれ提案した：調査項目について協議していることから、補助参加人らが主体的な事前準備・検討を何ら行っていないとまではいえず、直ちに本件派遣決定及び公金支出が違法であるとはいえない」と判示した（原判決46頁）

4 各視察先について、4日目の視察先（T P P関係視察先及びイーデンパーク）及び5日目の視察先（ストーニーリッジワインヤードとハウワインヤード）について必要性及び関連性等を否定したが、他の視察先については控訴人の主張をいずれも排斥した（原判決46ないし56頁）。

5 具体的損害について、「本件海外視察において実際に視察を行った5日間のうち2日間の行程が違法であるから、本件海外視察の全行程のうち違法な行程の割合は40パーセントを占めることになる」としながらも、違法となる支出は各議員に支出された90万円のうち7万3487円（約8パーセント）に止まるとした（原判決56ないし57頁）。

第3 裁量に関する判断の誤り

1 原判決の判示

原判決は、本件海外視察に係る派遣決定及び公金支出等の違法性判断の枠組みについて、以下のように判示した（原判決42、43頁）。

「普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の議決機関として、その権能を適切に果たすために合理的な必要性があるときは、その裁量により議員を国内や海外に派遣することができる」と解される。

しかしながら、このような議会の権能も絶対無制約なものではなく、合理的な必要性がないにもかかわらず所属議員を海外に派遣したり、研修や視察の名の下に遊行を主目的とするようないわゆる観光旅行を実施する等した場合には、裁量権行使の逸脱又は濫用として、派遣に要した費用の支出が違法となる場合があるというべきである。そして、裁量権行使の逸脱又は濫用の有無を判断するに当たっては、視察目的の合理性、視察先と視察目的との関連性、視察の必要性、視察内容、視察行程や費用の相当性などの事情を総合的に考慮する必要がある。」

2 裁量の逸脱・濫用になる場合に関する判断の誤り

(1) 原判決は、普通地方公共団体の議会の裁量権を余りに広く認めている点において、海外視察制度の制度趣旨等の把握を誤る極めて不当な判断を行っている。

すなわち、原判決は、裁量の逸脱又は濫用となる場合として、①合理的な必要性がないにもかかわらず所属議員を海外に派遣すること、②研修や視察の名の下に遊行を主目的とするようないわゆる観光旅行を実施することを例示する。合理的な必要性がない場合に海外視察が認められないことは至極当然であるから、原判決の判示で着目すべき点は後者の場合である。

(2) この点に関連して、控訴人の訴状でも引用した東京高裁平成25年9月19日判決は、以下の通り判示した。

「普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の議決機関として、その機能を適切に果たすために合理的な必要があるときは、その裁量により議員を国内や海外に派遣することができる」と解される。しかしながら、議員派遣の合理的な必要性が認められない場合にまで派遣を行うことが許されないのは当然のことであって、例えば、派遣目的が議会の権能を適切に果たすために必要のないものである場合や、行き先や日程等が派遣目的に照らして明らかに不合理である場合に派遣するなど、上記裁量権の行使に逸脱又は濫用があるときは、議会による議員派遣の決定は違法になると解される」。

- (3) 上記東京高判と原判決が実質的に表現を異にしているのは、東京高判が「行き先や日程等が派遣目的に照らして明らかに不合理である場合に派遣する」場合を違法とすることに対し、原判決は「研修や視察の名の下に遊行を主目的とするようないわゆる観光旅行を実施」した場合を違法とするに止まる点である。

しかしながら、海外視察制度を笠に着ていわゆる観光旅行を実施した場合に派遣決定が違法となることはこれもやはり至極当然である。とすれば、原判決の判示を実質的に理解すれば、遊行を主目的とした観光旅行を実施したような場合にしか裁量違反を問わないかのごとき基準というほかなく、議会の裁量権を不当に広く認めるものである。これに対して、上記東京高判は、「観光旅行」に該当するような極端な場合のみならず、派遣目的と行き先や日程等ひいては視察内容を実質的に考慮し、違法性を判断すべきとすることであって、海外視察制度の実質的趣旨を正しく理解した判示と言うべきである。なお、東京高判の上記判示のうち「明らかに」という箇所は、海外視察制度の趣旨等に鑑みれば、議会の裁量を広く認めた趣旨とは解すべきではない。

3 考慮要素に関する判断の誤り

- (1) 次に、原判決は、裁量の逸脱・濫用の判断要素として、①視察目的の合理性、②視察先と視察目的との関連性、③視察の必要性、④視察内容、⑤視察

行程や費用の相当性を例示する。

(2) 他方、上記東京高判は、①視察目的がそもそも合理的であるか、②視察目的との関係において適切な視察先が選定されているか、③具体的な視察内容が視察目的と合理的に関連しているか、④事後の報告書において、視察目的との関係で何らかの具体的な情報等をもたらしたり、県政にかかわる分野及びこれに関連する分野についての調査研究として、何らかの施策の検討等に繋がるような有益な情報をもたらしたといえるか（外形的抽象的情報の記載や訪問するまでもなく我が国で容易に入手できるか否か等）、⑤実質的には海外研修に名を借りた観光中心の私的旅行といえるか（一般の観光旅行における見学とは異なる何らかの特段の調査研究がなされた事情の有無等）等を個別具体的に、かつ、個別の調査目的、調査内容等に照らし踏み込んで判断している。

(3) 原判決には上記で述べたような本質的な問題点があるほか、裁量権行使の逸脱または濫用の判断基準においても、東京高判と比べると何ら実質的かつ具体的な基準を定立していない。更に、同判断基準から、「事後の報告書において、視察目的との関係で何らかの具体的な情報等をもたらしたり、県政にかかわる分野及びこれに関連する分野についての調査研究として、何らかの施策の検討等に繋がるような有益な情報をもたらしたといえるか（外形的抽象的情報の記載や訪問するまでもなく我が国で容易に入手できるか否か等）」という東京高判が適示した基準を（ともすれば恣意的に）除外している。

海外視察は、地方自治法100条12項の規定に基づき、議会の議決を経て議会において派遣するものであり、「普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の議決機関として、その機能を適切に果たすために合理的な必要があるとき」に認められるものである。したがって、海外視察の成果は議会に帰属するものであり、議員全員において共有されなければならない。このように海外視察はその制度本質として、視察で得た知見を当該地方公共団

体の政策に役立てる（還元する）ことにより、もって県政に資することが当然に予定されているのである。

にもかかわらず、原判決は、当該海外視察が県政に反映されたかという海外視察制度の本質に係る極めて重要な考慮要素を除外しており、係る判断が下記で述べる各論においても顕著に反映されている。例えば、ワイラケイ地熱発電所の視察について、原判決は、「本件報告書には、グレッグ・ビグナール氏の経歴等に関する説明以外には、ニュージーランドが2005年以降地熱に力を入れるようになったこと、発電の余熱を活用できることしか記載されておらず、視察内容の記載として不十分であることは否めない」（原判決52頁）と認定しながら、結論として同所の視察については違法性の根拠とは認めなかった。県政に反映されたか・県政に資するものかどうかという極めて重要な判断要素を軽視した結果に他ならない。

- (4) 以上、原判決は、海外視察制度における議会の裁量統制に係る判断を明らかに誤っており、不当に議会の裁量を広範に認めるが如き判断を行っており、極めて不当であると言わなければならない。そして、係る判断基準定立の誤りが、各論の判断の誤りにも顕著に帰着している。

4 小括

以上、本件においても、海外視察の趣旨や上記裁判例等に照らし、議会における裁量権の行使に逸脱又は濫用があるかにつき、表面的にではなく個別具体的に踏み込んだ検討・判断がなされなければならない。とりわけ、原判決が軽視した「県政に資するかどうか」という点については、改めて原判決を厳しく精査しなければならない。

なお、裁量に関する考え方については、宮城県議会作成の海外視察に関する手引（乙1）等を踏まえ、おって補充主張する予定である。

第4 事前準備・検討に関する判断の誤り

1 原判決の判示

原判決は、本件海外視察の事前準備・検討について、以下のように判示した。

「事前研修は、構成議員による意見交換会が3回、ニュージーランド航空関係者からの意見聴取が1回、県内被災自治体からの意見聴取が2回、執行部からの事業説明が1回行われた（甲6）。

このうち、補助参加人らが視察国としてニュージーランドを選定する前に行われたと認められるのは、補助参加人石川によるニュージーランド航空関係者からの意見聴取のみであり（証人渡邊15頁）、構成議員による意見交換会2回及び執行部からの事業説明は、補助参加人らがニュージーランド国内における具体的な視察先を選定した後に行われた（証人渡邊16頁）。

本件報告書には、事前研修資料として、ニュージーランドの概略、日本との関係、宮城県との関係、東日本大震災に係る支援の内容が記載された書面や、ニュージーランド航空から提供を受けたニュージーランドを紹介する書面が添付されている（甲6）」（原判決30、31頁）。

「確かに、事前研修の具体的な内容については不明確な部分があり、視察先決定の経緯も明確とはいいがたいが、前記認定のとおり、本件企画書を作成するに当たって、補助参加人らは、それぞれ提案した調査項目について協議していることから、補助参加人らが主体的な事前準備・検討を何ら行っていないとまではいえず、直ちに本件派遣決定及び公金支出が違法であるとはいえない」（原判決46頁）。

2 ニュージーランドありきの視察であったことについての評価の誤り

- (1) 原判決は、ニュージーランドを視察先として決定した経緯について、「確かに、補助参加人石川はニュージーランドへの視察を目的として補助参加人渡邊を勧誘しており、補助参加人らで視察国の決定について協議したことも認められずニュージーランドに行くことが前提となっていたことは否めない。

しかし、ニュージーランドは東日本大震災と同時期に大地震の被害に遭っており、その被害や復興の状況が異なるとしても、被災地を視察することで、県の目指す創造的復興に関する施策の参考となる情報を取得し得る」と判示し（原判決45頁）、安易に視察先としての適正を肯定している。

- (2) しかしながら、控訴人の原審準備書面（4）でも詳述したとおり、ニュージーランド大地震と東日本大震災とでは規模も特徴も全く異なっているものであり、単に「同時期に大地震の被害に遭った」というのみでは何ら視察先としての適正を検討・判断したことにならない。原判決はニュージーランドありきの視察だったことは認定しながらも何らの根拠なく視察先としての適正を肯定しており、極めて不合理というべきである。

3 事前準備・検討に関する評価の誤り

- (1) 次に、原判決は、事前準備・検討について、「確かに、事前研修の具体的な内容については不明確な部分があり、視察先決定の経緯も明確とはいえないが、前記認定のとおり、本件企画書を作成するに当たって、補助参加人らは、それぞれ提案した調査項目について協議していることから、補助参加人らが主体的な事前準備・検討を何ら行っていないとまではいえず、直ちに本件派遣決定及び公金支出が違法であるとはいえない」と判示した（原判決46頁）。
- (2) しかしながら、原判決は、形式的であっても何かしらの事前準備・検討を行ってさえいればよく、「補助参加人らが主体的な事前準備・検討を何ら行っていないとまではいえず」なければ足りると言うが如き判断をしており、事前調査・検討の重要性を何ら理解していない。

すなわち、宮城県議会議員の海外視察に関する取扱要領（乙1）には、「企画・立案に当たっては、事前にインターネットや情報誌、執行部から取り寄せた資料等に基づいて、本県の現状・課題を整理するとともに海外の先進事例等の情報を収集の上、調査目的、調査事項、調査先候補を検討し決定します。」との記載があり（5頁）、調査目的、調査事項、調査先候補の選定に先

立つ事前調査・検討の必要性が端的に言及されている。このように、本件海外視察の目的設定ないし事前準備・検討が十分になされていることは、本件派遣決定及び本件公金支出が正当化されるための大前提となる。裏を返せば、本件海外視察の目的設定ないし事前準備・検討が不十分であれば、実際の視察の内容を問わず、本件派遣決定及び本件公金支出全体が違法となる。そもそもの目的設定や事前準備が十分になされていないければ、視察先・視察内容・視察結果等についても極めて抽象的かつ不十分になることは必至であり、県政に資する視察がなされることはおよそ期待できないためである。

地方議員の議員による海外視察決定を違法とした最判平成9年9月30日・判タ956号147頁の原審である高松高判平成5年1月28日・判タ823号179頁においても、事前準備・検討の重要性は直截に示されている。すなわち、「本件旅行は、海外の行政事情について、議員が知識を深め議会の活動能力を高めるため、外国における産業、経済、分化の行政視察を名目として実施されたものであるが、旅行業者をして立てさせた旅行の日程、内容は一般の観光ツアーと何ら変わりがなく、地方議会の議員として、旅行目的地における産業、経済、文化等の行政上の視察研修を目的とした行動計画は何ら立案されていなかったものであり、実際の旅行日程においても専ら観光に終始したものである」といえることができる。(中略)もし、本件旅行の目的が真に海外の議会や関係行政の実情を視察することにあるのであれば、まずは議会ないしは議員自らがどの国の議会や施設その他の場所をどのような方法で見学するのかを具体的に検討し、必要に応じ関係機関との連絡、調整を取りながら周到に準備をするべきであって、単に旅行業者に『視察場所をセットして欲しい』と依頼しただけで事が足りたということとはできない」のである。

- (3) この点、補助参加人らから被控訴人に提出された海外行政視察申出書（甲2）には、同申出書作成段階ですでに視察地・調査目的・具体的な調査事項や視察先が記載されている。しかしながら、同申出書作成時点で何らかの研

修等を実施した形跡は見受けられない。したがって、いかなる検討や調査を経て係る視察目的・視察先等が選定され、同申出書が作成されたのかは明らかでない。

また、補助参加人が作成した海外行政視察報告書（甲6）には、補助参加人は、事前研修等として、①構成議員による意見交換会（3回）、②有識者（ニュージーランド航空関係者）による意見聴取（1回）、③県内被災自治体による意見聴取（2回）、④執行部からの事業説明（1回）を行ったとされ、事前研修資料なるもの（13頁以下）が添付されている。原判決はこれらをもって事前研修・検討としては足りるとの判断を行っている。しかしながら、具体的にこれらの事前研修・検討がなされたことを裏付ける具体的資料等は添付されず、具体的な視察目的・視察先・視察内容等の選定にあたり、事前研修・検討がなされた形跡は存在せず、補助参加人らの証言からも事前研修・検討の具体的内容は何ら明らかにならなかったものであり、到底不十分である。

さらに、補助参加人らは、事前研修を行ったことについて縷々主張するが、具体的な視察先・視察目的・県政との関連性等に係る有益な情報等がもたらされたことを何ら伺わせず、仮に何らかのやりとりがなされていたとしても、ニュージーランドの風土・観光名所等について一般的なレクチャー・紹介を受けたに過ぎないことは明らかである。補助参加人らによる事前打ち合わせ・検討等も、一般的に海外旅行に行く際に当然になされる目的地・行程等のチェックに過ぎない。係る点からも、外形的に一般の海外旅行とは異なる事前研修・検討等がなされたとは評価できない。

加えて、補助参加人らは、行程を旅行会社に組んでもらったのであり、上記引用裁判例と同様、「単に旅行業者に『視察場所をセットして欲しい』と依頼しただけ」と評価する他ない。

- (4) 以上からすれば、本件海外視察につき、上記3(2)に引用した宮城県の海外視察に関する手引き（乙1）において要求される水準・内容の事前調査・検

討等がなされたとは到底評価できず、補助参加人は、何ら主体的な事前検討・研修等を行っていないと言わざるを得ない。

原判決は、「事前研修の具体的な内容については不明確な部分があり、視察先決定の経緯も明確とはいえない」と認定しながら、なぜか結論として「補助参加人らが主体的な事前準備・検討を何ら行っていないとまではいえず、直ちに本件派遣決定及び公金支出が違法であるとはいえない」と判示しているのであり、なぜそのような結論になったのか、その判示内容が何ら明確ではない。結論として事前準備・検討の問題点を正しく指摘しなかったことについても、上記で詳述した事前準備・検討に関する考え方を軽視したものに他ならない。

4 只野議員のキャンセルを軽視していることの誤り

- (1) 原判決は、只野議員が本件視察をキャンセルしたことについて、「只野県議が参加を取り止めたとしても、そのことから直ちに補助参加人らが本件海外視察を単なる海外旅行としか認識していなかったと認めることはできない」と判示する（原判決46頁）。
- (2) しかしながら、控訴人の原審準備書面（4）（17頁以下）でも詳述したとおり、只野議員が本件視察を極めて些末な理由で取りやめ、補助参加人らも特段の慰留等を行わなかったことは、補助参加人らが本件海外視察の重要性をその程度しか認識していなかったことを端的に示す事実である。原判決は係る点を軽視しており明確な誤りである。

5 小括

以上、本件において事前調査・検討等は何ら実質的に実施されておらず、補助参加人らは、何らの具体的な問題意識を持たず、旅行会社に丸投げする形で本件海外視察を設定したと言わざるを得ない。原判決は係る事前研修・検討の重要性に何ら配慮することなく、補助参加人らが形式的・表面的に行った準備をもって足りるという判示を行っており、明らかな誤りである。

第5 控訴理由各論

1 1日目の視察

(1) オールドAMI スタジアム

ア 原判決は視察目的の認定の仕方を誤っていること

原判決はオールドAMI スタジアムの視察目的について、震災対策についてその過程を調査すること及びスポーツ振興調査であると認定している（原判決47頁）。この事実認定の根拠は判示の中で必ずしも明確になっていないが、本件企画書（甲1）、本件申出書（甲2）の記載が根拠になっているものと考えられる（原判決43頁）。

しかし本件企画書、本件申出書に視察目的として震災対策についてその過程を調査すること、スポーツ振興調査が記載されていることから、直ちに視察目的を震災復興調査、スポーツ振興調査と認定することは明らかに検討不十分である。

なぜならば、まず、補助参加人らは平成28年3月18日付第3準備書面において、オールドAMI スタジアムの視察目的について、表敬訪問としての視察、震災復興についての意見交換、スポーツ振興調査（ラグビーワールドカップが住民をどのように勇気づけていたのかについて、ラグビーワールドカップを戦った選手から聴取する。）にあったと主張しており、石川光次郎ら補助参加人も同様の供述をしているところである（石川2頁ないし3頁、丙18等）。このように視察目的についての補助参加人らの主張立証の内容が変遷しているにもかかわらず、本件企画書（甲1）、本件申出書（甲2）に基づいて視察目的の内容を認定することは、訴訟上の当事者の主張立証を踏まえた事実認定となっていない。

また、本件企画書、本件申出書の記載は海外視察を行うための単なる名目として掲げられていることは明らかである（真実の目的は私的旅行目的なのに、海外視察の企画書や申出書に私的旅行目的と記載することはおよ

そ考えられないことである。)。原判決は、このような名目にすぎない目的にそって視察の必要性、相当性を検討しているが、真実の目的を把握しないまま視察の必要性、相当性を検討しても何ら中身のある検討になっていないというべきである。

以下に述べるように、視察先の選定過程、視察の内容、訴訟における当事者の主張等諸般の事情を総合的に考慮したうえで、視察目的は何であったのか実質的に検討しなければならない。

イ 視察目的についての実質的な検討

(ア)「震災対策についてその過程を調査すること」という目的は以下のとおり真実の目的ではないというべきである。

まず、前述のように、補助参加人らは平成28年3月18日付第3準備書面において、オールドAMIスタジアムの視察目的について「震災復興についての意見交換」と主張していた。「震災対策についてその過程を調査すること」と「震災復興についての意見交換」とは、意味合いが異なる。前者の目的では、震災について採られた対策について聴取調査が中心になるのに対し、後者の目的では、いかなる震災復興対策が適切かディベートを行うことが含まれることになるのである。このように視察において震災対策について何をするつもりなのか補助参加人らの理解はぶれているのであるから、補助参加人らの視察目的についての主張を信用できないというべきである。

そして、オールドAMIスタジアムは、原判決32頁が認定するとおり、会談相手であるクライストチャーチ前市長から会談場所として指定された場所である。震災復興との関係でオールドAMIスタジアムについて何を調査するのか具体的な調査事項を事前に練られていないこと（本件企画書（甲1）には何ら具体的な調査事項は上がっておらず、補助参加人らもこれまで事前に具体的な調査事項を練っていたことについて何ら主張立

証していない。)、補助参加人らが震災復興についてどのような意見を前市長に対して述べて、前市長とのディベートを経て、どのような成果を得たのかについて、全く明らかになっていないことからすると、補助参加人らはオールドAMIスタジアムを、震災対策の過程を調査したり、震災復興について意見交換を行ったりするために訪問したのではなく、単に会談場所として訪問しただけであるというべきである。

(イ) 次に「スポーツ振興調査」という目的も以下のとおり真実の目的ではないというべきである。

すなわち、スポーツ振興調査という目的については、当初AMIスタジアムを調査する目的であったものであった。本件視察の際、補助参加人らがクライストチャーチに到着したときにAMIスタジアムを視察対象からはずしてイーデンパークのほうをみることになったというのであるから(渡邊21頁)、スポーツ振興調査という目的はイーデンパークの視察目的に置き換わったとみるべきである(ただし原判決54頁ないし55頁の判示のとおり、イーデンパークの視察はスポーツ観戦が主目的であった。)。そうすると、スポーツ振興調査という目的でオールドAMIスタジアムを視察したわけではないはずである。

また、そもそもラグビー大国のニュージーランドにおいて、ラグビーワールドカップが住民を勇気づけないわけがないのであるから、ラグビーワールドカップが住民をどのように勇気づけたのかを調査する必要はそもそもない。さらに、真にスポーツ振興調査をするのであれば、スポーツ政策について日本国におけるスポーツ庁に相当する行政機関等に聴き取り調査等をする視察を企画すべきであって、なぜオールドAMIスタジアムを視察することとしたのか理由が不明である。

さらに、スポーツ振興調査に特に力を入れて調査したという補助参加人渡邊(渡邊18頁)によれば、オールドブラックスのOBに対して「ただ

感激」して、質問は特にしていないとのことである（渡邊19頁）。またラグビー場がどのように整備されているのかについて、ほとんど人から聞き取りをしていないし（渡邊19頁）、スポーツ振興調査の目的を有していたにもかかわらず、震災で破損したオールドAMIスタジアムに代わって新しく建設されたAMIスタジアムについて調査することはなく、「すばらしいものができているんだらうなという感じ」をしていただいただけであるとのことである（渡邊20頁）。例えば、スタジアムを新設する際にはスタンドを建設することはできても、芝生を急ピッチで育てるわけにはいかないから、芝生の問題が重大な問題となっているところ（甲40）、芝生の問題をどのように解決したのかなど、震災後のスポーツ振興のために必要であった具体的な施策について、何ら聞き取りをした形跡がない。

したがって、オールドAMIスタジアムの視察目的を「スポーツ振興調査」であるとする補助参加人らの主張は信用できない。

(ウ) なお、補助参加人らが平成28年3月18日付第3準備書面において主張した「表敬訪問」という目的が真実の目的ではないという点については、原告準備書面（4）21頁ないし22頁をそのまま引用する。

(エ) 以上のとおり、視察先の選定過程、視察の内容、訴訟における当事者の主張等諸般の事情を総合的に考慮すると、オールドAMIスタジアムの視察目的についての補助参加人らの主張は信用できないのであるから、視察目的について、震災対策についてその過程を調査すること及びスポーツ振興調査であると認定するのは誤りである。

前述のように、オールドAMIスタジアムは、会談相手であるクライストチャーチ前市長から会談場所として指定された場所であることからすると、実質的には会談場所という意味合いしか有していなかったと考えるべきである。

ウ 視察の必要性、相当性もないこと

(ア) 原判決は、本件視察当時クライストチャーチ市も宮城県も震災復興過程にあった点、仙台市においてラグビーワールドカップを誘致していた点から、オールドAMIスタジアムを視察する必要性があったと判示している（原判決47頁）。

そもそも前述のようにオールドAMIスタジアムの視察目的の認定自体誤っており、会談場所としての意味合いしかない場所については視察の必要性は認められない。

このことは一旦措くとして、原判決が指摘した上記2点から多額の公費を投じて視察する必要性が認められることになるのか全く不明である。原判決は宮城県と視察先の共通性に着目しているようであるが、単に共通性が認められるだけで視察の必要性が認められることにはならないはずである。海外視察には多額の公費が投じられる以上、県政との関係で視察する具体的な必要性が認められなければならない。にもかかわらず、前述のように、震災対策に関する具体的な調査事項は事前に練られていないのであるし、スポーツ振興調査も中身のある調査はなされていないのであるから、視察を行うべき必要性は存しない。

(イ) また、原判決はオールドAMIスタジアムにおいて補助参加人らがクライストチャーチ前市長とオールブラックスの元選手から被災した建造物の取扱い等の震災時の対応及びワールドカップ開催時の状況等について説明を受けたことから、視察の相当性があったと判示している（原判決47頁）。

しかし、そもそもいかなる場合に視察の相当性が認められるのか全く明らかではない。また原判決のこのような判断では、政策形成に資するところがない概括的な説明を受けただけでも視察の相当性を認めることになり、多額の公費が投じられるのに見合う結果を得られたのか否かを考慮し

ないことになる点で、妥当でない。どのような説明を受けたのか具体的な内容に踏み込んで判断しなければならないはずである。

そして、前述のように、震災対策に関する具体的な調査事項は事前に練られていないのであるし、スポーツ振興調査も中身のある調査はなされていない。さらに、補助参加人佐々木は、宮城県議会の平成26年9月定例会において、オールドAMIスタジアムは、要するに「震災のすさまじさを目の当たりにしてきました。」、「市民の憩いの場でもあり、選手にとっては聖地とされております。」と言及しているだけであって、知事との議論の材料には全くなっていないし、平成27年2月定例会においては、補助参加人佐々木征治はニュージーランドの話題に少し触れているだけで、オールドAMIスタジアムの視察結果については全く議論していない。このように補助参加人らはオールドAMIスタジアムの視察から有益な視察結果を得られていないのであるから、視察の相当性は認められないというべきである。

エ 小括

以上のとおり、オールドAMIスタジアムは会談相手が指定した会談場所であるという以上の意味合いしか有していないこと、視察の必要性も相当性も認められないことに加え、オールドブラックスの元選手に会ったこと（アイドルに会うのと同視し得る）、オールドAMIスタジアムがラグビーの聖地として著名であること（観光地と同視し得る）を考慮すると、オールドAMIスタジアムの視察は観光中心の私的旅行と同視し得る程度の旅行であったというべきである。

(2) カーボンカテドラル

ア 原判決は視察目的の認定の仕方を誤っていること

原判決はカーボンカテドラルの視察目的について、震災遺構の保存に関する議論に資する情報を得ることにあつたと認定している（原判決48

頁)。この認定根拠はオールドAMIスタジアムと同様、本件企画書(甲1)、本件申出書(甲2)であると考えられる。

しかし、補助参加人らは原審第1準備書面において、「震災復興調査」をカーボンカテドラルの視察目的として掲げ、復興記念施設の整備、震災遺構の保存等が宮城県内の大きな課題となっていることを踏まえて視察先としたことを主張しているのに対し、補助参加人らは原審第3準備書面において、哀悼の意を示すこと(補助参加人らはこれが主目的であったと主張している。)、カーボンカテドラルが被災地における復興にいかなる効果をもたらしているのか、観光面においていかなる効果をもたらしているのか、宮城県内における震災遺構に関する議論にいかすことができないかと考えて視察先としたことを主張している。

このように視察目的についての補助参加人らの主張の内容が変遷しているにもかかわらず、本件企画書(甲1)、本件申出書(甲2)に基づいて視察目的の内容を認定することは、訴訟上の当事者の主張立証を踏まえた事実認定となっておらず妥当でない。ここでも視察先の選定過程、視察の内容、訴訟における当事者の主張等諸般の事情を総合的に考慮したうえで、真の視察目的は何であったのか実質的に検討しなければならない。

イ 視察目的の実質的な検討

(ア)「震災遺構の保存に関する議論に資する情報を得ること」という目的は以下のとおり真実の目的ではないというべきである。

前述のように、補助参加人らは、主たる目的は哀悼の意を表すことにあったなどと主張を変遷させているのであるから、甲1、甲2記載の視察目的は信用できるものではない。

また、宮城県内における復興記念施設の整備、震災遺構の保存等の問題について検討の一助とするのであれば、まさにクライストチャーチ市において復興記念施設はどのような議論を経て建設に至ったのかを地元議員

等にインタビューする視察を企画すべきであった。また宮城県内で問題となっている震災遺構の問題は、遺族の心情との関連で保存すべきかどうか問題となっている場合が多いのであるから（渡邊24頁）、仮に震災遺構の問題の検討の一助とするのであれば、犠牲者の出たクライストチャーチ大聖堂をどう復旧するのかなど犠牲者の出た建造物の現状を視察し、遺族の話などを聴き取る視察を企画すべきであった。

さらに、補助参加人らが原審第3準備書面で認めているとおり、震災遺構をどう保存するのかという問題につながる点では成果を得ることができなかったということであるが、本当に「震災遺構の保存に関する議論に資する情報を得ること」が目的であるなら、震災遺構の保存に関する情報を得られるのかどうか事前に確認すべきであった。この点、原判決は、「ニュージーランドにはそもそも震災遺構の保存という政策自体存在しなかったものの、これは事前に国内で調査をしても判明したとはいえず」なかったと判示するが（原判決48頁）、視察先等に事前に確認を取るなどして容易に判明したことは明らかである。このような事前確認すら行わなかったことからすると、「震災遺構の保存に関する議論に資する情報を得ること」が目的でなかったことを裏付けているというべきである。

(イ) 以上のように、「震災遺構の保存に関する議論に資する情報を得ること」という目的は以下のとおり真実の目的ではないのであるから、この目的以外で補助参加人らが主張していた「哀悼の意を表する」ことが真の目的であったと考えられる。

この「哀悼の意を表する」ことが真の目的であるとする、「哀悼の意を表する」ことは私的な行為なのであるから、カーボンカテドラルの視察は私的な観光旅行と何ら変わるものではないというべきである。

ウ 視察の必要性も相当性もないこと

(ア) 原判決のカーボンカテドラルの視察の必要性に関する判示部分について

は（原判決48頁7行目から13行目）、視察の必要性がいかなる事情から基礎づけられるのか読み取ることができず、妥当ではない。

また前述のように、哀悼の意を表することが目的であるとする、私的な観光旅行と変わるものではなく、視察の必要性を認めることはできない。

さらに、オールドAMIスタジアムについて述べたのと同様、海外視察には多額の公費が投じられる以上、県政との関係で視察する具体的な必要性が認められなければならないはずである。そうであるにもかかわらず、補助参加人らは震災遺構の保存に関する情報を得られるのかどうか事前調査もしていないのであるから、視察の必要性が吟味された経緯も見て取れない。

そして、後述のように、結局補助参加人らは実際の視察では司祭の説教を聞きに行っただけであったのであり、これは多額の公費を費やして海外視察制度を利用して行うべきではなく私費で行うべきものであり、視察を行うべき必要性を認めることはできない。

(イ) また、原判決は、補助参加人らが司祭からカーボンカテドラルが被災者の心のよりどころとして機能していることを聴取していることから、視察の相当性があったと判示している（原判決48頁）。

しかし、この原判決の判示によれば、なぜ視察の相当性が認められるのか全く明らかになっていない。多額の公費が投じられるのに見合う結果を得られたのか否かを何ら考慮されていない点で妥当でない。

そして、心のよりどころとなるその地域に沿った建設物等の復興が重要であることは、日本国内でも過去の地震（関東大震災など）について記念施設、震災遺構が残されていることから既に明らかなことである。このような内容を聴き取っただけでは、多額の公費が投じられるのに見合う結果を得られたとは到底言えず、視察の相当性はないというべきである。

エ 小括

以上のとおり、カーボンカテドラルの視察目的は「哀悼の意を表すること」であって私的な観光旅行と変わらないこと、視察の必要性も相当性も認められないことに加え、カーボンカテドラルがクライストチャーチ市における観光名所となっていること（甲12）を考慮すると、カーボンカテドラルの視察は観光中心の私的旅行であったというべきである。

(3) 市内トラム

ア 原判決は視察目的の認定の仕方を誤っていること

原判決は市内トラムの視察目的について、環境保護対策の調査であると認定している（原判決49頁）。この認定根拠はオールドAMIスタジアムと同様、本件企画書（甲1）、本件申出書（甲2）であると考えられる。

しかし、補助参加人らは原審第1準備書面において、「震災復興調査」、「環境保護調査」を視察目的として掲げ、震災によって仙石線等が被災し、観光客の誘致が問題となる中で、路面電車の見直しが図られていることから、トラムを視察先に選定したと主張している。さらに、補助参加人らは第3準備書面において、仙台港の臨港地区の新交通システムの構築が検討課題となっていたことを視察目的に加えている。

このように、視察目的についての補助参加人らの主張の内容は変遷しているにもかかわらず、本件企画書（甲1）、本件申出書（甲2）に基づいて視察目的の内容を認定することは、訴訟上の当事者の主張立証を踏まえた事実認定となっておらず妥当でない。ここでも視察先の選定過程、視察の内容、訴訟における当事者の主張等諸般の事情を総合的に考慮したうえで、真の視察目的は何であったのか実質的に検討しなければならない。

イ 視察目的についての実質的な検討

前述のように、補助参加人らは、震災復興調査や仙台港の臨港地区の新交通システムの構築などに言及するなどして主張を変遷させているので

あるから、甲 1、甲 2 記載の視察目的は信用できるものではない。

また、「環境保護対策の調査」という点で具体的な調査事項が事前に練られていない（本件企画書（甲 1）には何ら具体的な調査事項は上がっておらず、補助参加人らもこれまで事前に具体的な調査事項を練っていたことについて何ら主張立証していない。）といえ、原判決 49 頁が認定するとおり体験乗車をしただけであった。

以上のとおり、視察先の選定過程、視察の内容、訴訟における当事者の主張等諸般の事情を総合的に考慮すると、「環境保護対策の調査」という視察目的はなく、単にトラムに乗車することが目的であったというべきである。

ウ 視察の必要性、相当性もないこと

原判決のトラムの視察の必要性、相当性に関する判示部分については（原判決 49 頁 6 行目ないし 15 行目）、視察の必要性、相当性がいかなる事情から基礎づけられるのか読み取れない。

そして、前述のように、単にトラムに乗車することだけが目的であったのであれば、視察の必要性は認められない。また単に体験乗車しただけであれば、何ら多額の公費が投じられるのに見合う結果を得られておらず、視察の相当性も認められない。

エ 小括

以上のとおり、トラムの視察目的は単に乗車することだけであって私的な観光旅行と変わらないこと、視察の必要性も相当性も認められないことに加え、トラムはクライストチャーチ市における観光資源であることを考慮すると、トラムの視察は観光中心の私的旅行であったというべきである。

(4) 市内視察

原判決 49 頁ないし 50 頁は、市内視察の必要性と相当性を認めているが、市内視察としてどこを見たのか、どの程度時間をかけたのか、どのような説

明を受けたのか事実認定をされておらず、具体的事情に基づいて市内視察の必要性、相当性について判断がなされていない点で妥当でない。

単に市内を見て回ったというのであれば、私的な観光旅行と何ら変わるところはないのであって、原判決の判断は不十分であるというべきである。

2 2日目の視察（マウントクック国立公園）

(1) 視察目的の合理性

ア 原判決の誤り

原判決は、「環境保護調査を目的とし、観光地の環境保護対策の現状を調査項目として世界遺産に登録されているマウントクック国立公園を視察しており、視察目的と視察先の関連性は認められる」「県内には世界遺産は存在しないものの、松島や三陸海岸など自然観光資源を観光地としている場所が多数存在しており、観光地の環境保護対策の現状を調査する必要性は認められる」と安易に判断している（50頁）。

しかし、そもそも環境保護調査といった視察目的は極めて抽象的であり具体性がない。そのような目的が許されるのであれば、およそどんな環境保護施設や取り組みを視察しても関連性はすべて認められることとなり、あまりに不合理である。「環境保護調査」を掲げるのであれば、宮城県の具体的な環境保護政策を特定し、その課題や問題点を整理し、それらに適合する視察先を選定しなければならない。そのようにしないのであれば、関連性は認められないというべきである。

イ 事前の調査・検討を何ら行っていない

補助参加人石川は、宮城県の課題について、「自然観光資源を観光地として十分生かすことができていない。」と供述した（甲18）。この点、原審での尋問において、原告訴訟代理人から、「具体的にどのような点で観光地として十分生かすことができていないと考えているか。」との質問に対し、「自然環境をしっかりと保護した形で、観光資源として自然のま

ま残す部分というのが、やはりその辺がちょっとあちら（原告代理人ら注：マウントクック国立公園）とは違うなというふうに。」と回答した。続けて、原告訴訟代理人から「松島とか三陸海岸は自然のままきちんと残せていないと、そういうことですか。」と問われたのに対し、「いや、残せていないというか…」と何ら具体的な説明ができず、返答に窮する有様であった（石川29～30頁）。

さらに、マウントクック国立公園に関する調査について、補助参加人石川は、「多少調べた。」「調べた内容は、世界遺産になっているということぐらい。」旨証言している（石川29頁）。

このような尋問における補助参加人石川の態度から、同人らが宮城県の自然環境及びマウントクック国立公園に関する調査・検討を行っていないことが浮き彫りとなった。このことからすれば、そもそも補助参加人らが主張するような内容の「宮城県の自然環境に関する課題」自体存在しないことは明らかである。

よって、上記視察目的が合理的とは到底いえない。

(2) 視察目的と視察先との関連性

原判決は、上記のとおり、「県内には世界遺産は存在しないものの、松島や三陸海岸など自然観光資源を観光地としている場所が多数存在しており、観光地の環境保護対策の現状を調査する必要性は認められる」と判断している。しかしながら、世界遺産に登録されている観光資源とそうでない観光資源とでは自ずと環境保護対策の方法が違ってくるのであり、宮城県内の自然環境保護と世界遺産に登録されている自然環境を調査することは上記目的とは関連性を有しない。

また、適切な視察先を選定するにあたっては、視察先の調査が必要不可欠であるところ、原審での尋問において、補助参加人らがマウントクック国立公園について何ら調査していないに等しいことが明らかとなった（石川29

頁)。

よって、本件視察目的との関係で適切な視察先が選定されているとは到底いえない。

(3) 具体的な視察内容と視察目的との合理的関連性

原判決は、「補助参加人らは、マウントクック管理事務所の管理課長であるレイ・ベリンガー氏にアポイントメントを取って入山料が登山コース保全に使われることや外国種の動植物が持ち込まれないように徹底して管理を行っていることなどについて自然環境保護調査の目的に沿った話を聞いていることから、視察内容が相当でないとはいえない。」と判示する(原判決50頁)。

しかし、補助参加人らは、マウントクック国立公園の視察態様について、レストランにおいて食事を取りながら、1時間から1時間半ほど現地ガイドから話を聞いただけであり(石川32頁)、また、原判決が指摘する話の内容も観光ガイドがするような一般的な説明内容にすぎない。

このことから、補助参加人らの視察は、一般人の観光と何ら異なるものとはいえず、視察内容が視察目的と合理的に関連しているとはいえない。

(4) 県政への反映

補助参加人らの視察内容はいずれも一般的な事柄でしかなく、視察をするまでもなく容易に判明することばかりであり(甲6参照)、視察結果が県政に具体的に反映されることは今までもそしてこれからもおおよそ期待できない。

原判決は、「本件報告書には、マウントクック国立公園について、入場料・入山料、来園者数、外国種を持ち込まない方針を取っていること等の外形的な事実が簡潔に記載されるにとどまっており、視察内容について十分な記載があるとはいえない」と指摘しながら(原判決50頁)、上記の点を恣意的に看過している。これは前記のとおり原判決が県政への反映を本件視察の違法性判断要素から除外したことに基づくものであり、極めて不合理である。

(5) 海外視察に名を借りた観光中心の私的旅行と言えるか等

以上に述べたとおり、一般の観光旅行における見学とは異なる何らかの特段の調査研究がなされた事情は何ら存在せず、本件視察がレストランにおいて食事を取りながら、1時間から1時間半ほど現地ガイドから話を聞いただけであることからすれば（石川32頁）、本件視察は単なる観光旅行というほかない。

(6) 小活

以上より、マウントクック国立公園の視察については、視察目的がそもそも不合理であり、適切な視察先が選定されておらず、具体的な視察内容が視察目的と合理的に関連しているとは到底認められず、宮城県政に有益な情報をもたらしたとも言えず、海外視察に名を借りた観光中心の私的旅行に過ぎないと言わざるを得ない。

マウントクック国立公園の視察の違法性は明らかである。

3 2日目の視察（テカポ湖畔）

(1) 視察目的の合理性

ア 原判決の誤り

原判決は、「環境保護調査を視察目的とし、観光資源の保護の現状と今後の課題を調査項目として、星空を保護する運動を行っているテカポ湖畔及びマウントジョン天文台を視察していることから、視察目的と視察先との関連性は認められる」「県内の天体観測場所を整備するため、星空を保護する運動を行っているテカポ湖畔を視察する必要性は認められる」と安易に判断している（原判決50、51頁）。

しかし、そもそも環境保護調査といった視察目的は極めて抽象的であり具体性がない。そのような目的が許されるのであれば、およそどんな環境保護施設や取り組みを視察しても関連性はすべて認められることとなり、あまりに不合理である。「環境保護調査」を掲げるのであれば、宮城県の

具体的な環境保護政策を特定し、その課題や問題点を整理し、それらに適合する視察先を選定しなければならない。そのようにしないのであれば、関連性は認められないと言わざるを得ない。

控訴人の原審準備書面（４）の３９頁以下で詳細に述べたとおり、本件では、原審の尋問の結果、初めから補助参加人らは星空に関する環境保護を実現するつもりがないことが露呈したのである。

また、「県内の天体観測場所を整備するため」との認定は、原審の尋問結果を無視した認定と言わざるを得ない。補助参加人らは「県内の天体観測場所を整備するため」といった目的など持ち合わせておらず、すべて後付けのこじつけである。

イ 星空に関する環境保護を実現するつもりがないことが露呈した

(ア) 補助参加人石川及び補助参加人佐々木の尋問結果

補助参加人石川（丙１８、８頁）及び補助参加人佐々木（丙１６、２頁）は、星空観測場所の環境整備が十分に進んでいるとは言えない現状にある旨主張していたが、尋問の結果、具体的にどんな整備が遅れているのか、不備なのかを全く説明できなかった（石川２５頁以下、佐々木７頁）。つまり、補助参加人らは、宮城県の観測場所の具体的な課題を何も把握しないまま、漫然と星空を見ただけなのである。ニュージーランドで観光してみたいものとして星空は第１位であるから、補助参加人らの行動は観光そのものであり、およそ視察の名に値しない。

この点、補助参加人石川（丙１８、８頁）及び補助参加人佐々木（丙６の６、６頁）はまことしやかに、宮城県内の天体観測場所として、①仙台市天文台、②牡鹿御番所公園、③内沼サンクチュアリセンター付近、④くりこま高原いわかがみ平、⑤栗原市深山牧場、⑥蔵王高原刈田駐車場、⑦鳴子温泉鬼首吹き上げキャンプ場等を挙げているが、①乃至⑥はホームページ（甲４３）の受け売りに過ぎない。

補助参加人石川は①、②、③、④及び⑥を視察したことがあると説明したものの、その場所を白地図に記入することもできないと述べた（石川 26 頁）。補助参加人らは本気で宮城県内の天体観測場所の環境整備を進めようなどとは考えていないのである。

(イ) テカポを視察しても光害防止には役立たない

そもそも環境整備を進める上で海外の星空を見る必要など全くない。補助参加人らは「光害」を掲げるが、既に 30 年以上前から光害は問題になっており、各地で「ライトダウンキャンペーン」（省エネや光害防止のために、無駄な光を出さないように建物のライトアップを消したり、ネオンサインを消したり、家庭の電気を消したりカーテンを閉めたりする運動で環境省が呼びかけている）も行われている。しかし、光害防止のために夜を暗くすることは防犯の点、事故防止の点、夜景観光の点、町の発展の点等で常にジレンマを抱える宿命にある。このジレンマをどうやって乗り越えるかが日本の光害問題の核心であり、テカポのような人口が少ない場所とは事情が全く異なる（もともと、テカポでさえ、暗い環境の維持と村の開発の両立は簡単なことではない、甲 17 の 2 頁目 22 行目、甲 20 の 4 枚目等）。

(ウ) 天体観測場所の環境整備の優先順位は光害防止ではない

そもそも天体観測場所の環境整備の優先順位は、日本では暗い空を守ることではない。上記のとおり日本では光害防止には限界があるから、今ある夜空の環境に甘んじた上で、第 1 に市民が安全に、第 2 に快適かつ気軽に星空を楽しむことが優先されている。つまり、星空が美しい場所はひとけがなく、街灯も少なく、トイレや水道も整備されていないことが多い。これでは初心者（特に女性や子ども）等が安心して安全に星空を楽しむことができない。そこで、観測場所でのトイレや水道の整備が優先されるとともに、いわゆるハード面ではなく、安全に楽しめるようにイベント等の

ソフト面（男性ら複数の案内者がまずは安全を確保して星空案内をする）に力点が置かれるのである。補助参加人らはこのような実情を全く知らず、単に「環境整備＝光害をなくすこと」と述べており（佐々木7頁）、天文普及に何が重要かという基本を全く知らなかった。

この点、原判決は「天体観測場所の環境整備において光害の防止が重要でないとはいえず」と述べて補助参加人らの視察の必要性を認めてしまっているが（51頁）、認識不足も甚だしい。「光害防止が重要」であっても、我が国ではその解決策が極めて困難であるから、我が国でも実現可能な解決策を視察できなければ光害防止のための視察とは言えない。原判決は、「光害防止の重要性」を唱えるだけで思考停止しており、「光害防止の困難さ」まで見据えた考察に欠けていると指摘せざるを得ない。

(エ) 補助参加人佐々木の認識は無知とやる気のなさを露呈している

極めつけは、補助参加人佐々木の認識と無知である。同人は「仙台市天文台が青葉区西公園に所在している」との誤った認識を示した（佐々木16頁）。西公園にあった仙台市天文台は、平成19年に青葉区錦ヶ丘に移転しているが（公知の事実）、補助参加人佐々木はそれすら知らなかった。

「天体観測場所の環境整備をしたい」「光害がひどい」とまことしやかに述べていた同人は、この9年間、錦ヶ丘の仙台市天文台を訪問したことすらないのである。関心もなく不勉強だからこそ、「ニュージーランドに行くのだからついでにテカポで星空を見よう」と物見遊山の安易な「視察」を考えつくのである。

ウ 小括

以上より、補助参加人らが「県内の天体観測場所を整備するため」といった視察目的など持っていなかったことは明らかである。

(2) 視察目的と視察先との関連性

ア 適切な視察先の論点について

上記のとおり、そもそも「県内の天体観測場所を整備するため」といった視察目的がなかったので、その余の点を論じる必要はないが、念のため、適切な視察先が選定されていないことを述べる。

イ 宮城県の星空と似通った視察先を選んでいない

原審原告準備書面（４）において詳述したとおり、そもそも、震災後の復興を視察して参考にするなら、津波被害を受けたスマトラ島などを視察先に選ぶはずである。これと同様に、本当に県内の星空観測場所の環境整備のために参考にするなら、気象条件や光害の状況が宮城県と似通っている場所を選ぶはずである。テカポは湿度が低く空の透明度も優れており、晴天率も高く、人口が少なく光害も少なく、そもそも南半球なので天の川の中心部が天頂付近に昇るから、あらゆる点で宮城県とは異なっている。そんな場所を視察しても宮城県の課題とは関係がなく、全く参考にならない。

ウ 参考になりそうな国内の場所すら検討していない

宮城県と似た場所は海外にはなく、有益な視察をするならむしろ国内こそが望ましい。岡山県の旧美星町（甲２１及び甲２２）などが参考になる場所である。補助参加人らはそのようなことすら知らず、検討すらしなかった。そういった実態が補助参加人石川及び補助参加人佐々木によって判明した。

参考になりそうな場所を真剣に選定するという態度はかけらもなく、単にニュージーランドに行ったので、有名な星空を見ただけなのである。視察に名を借りた観光そのものである。

(3) 視察内容と視察目的の合理的関連性

原判決は視察目的を「県内の天体観測場所を整備するため」と認定しているが（５１頁）、仮にそうだとすると、本件の具体的な視察内容が極めて不合理なものとなる。具体的な視察内容が視察目的と合理的に関連していると

は到底認められない。

ア 一般の観光ツアーと差がないこと

まず、報告書（甲6）を読むと、アース&スカイ社から観光客と同等のサービスを受けたに過ぎないことが分かる。

そもそも、アース&スカイ社は、観光客に星空を見せるツアーを行っている会社であり、平成26年3月27日夜、他の一般の観光客も星空ツアーを楽しんでいた。当然一般の観光客にも同社は「この星空環境を保全したい。星空を世界遺産にしたい」と説明するのであり（甲16、2頁等）、補助参加人らが他の観光客と異なる何か特別な知識を授けられたとは到底言えない。結局、核心は星空を見せるツアーなのであるから、補助参加人らも観光サービスを受けたことに変わりはない。

また、補助参加人らは専用車と呼ばれる種類の車で観測場所まで移動したなどと述べるが、他の観光客も同種の車で移動するのだから、何も特別なことではない。なお、補助参加人らは、山道で専用車が完全な無灯火で走行したと証言したが、あり得ない。天体観測の重要な前提は安全性であり、ヘッドライトを消しても小さなライトを点けてきちんと安全は確保している。

イ グレイム・マレー氏の話も特別なものではない

確かに、補助参加人らは、夕食時にグレイム・マレー氏から話を聞いたようだが、その内容を報告書（甲6）から読み取ると、わざわざ視察しなくても、インターネットや文献等で得られる情報ばかりである（甲15乃至甲20）。たとえば、星空を世界遺産に登録しようという取り組みは、グレイム・マレー氏は様々なメディアで述べているし（甲17）、アース&スカイ社は星空ツアーの際に一般の観光客にも訴えている（甲16、2頁等）。また、上記のとおり、光害を防止することが天体観測で重要なのは、既に30年以上前から指摘されていることであり、テカポに行くまで

もなく分かることである（甲 7、甲 15、6 頁、甲 16、2 頁、甲 17、甲 19、4 頁）。

ウ 視察で「県内の天体観測場所を整備するため」に役立つ情報を得ていない

原審で明らかになった視察内容を精査しても、そもそも「県内の天体観測場所を整備するため」に役立つ情報は全く得られていない。上記のとおり、我が国での光害問題はその解決方法は極めて困難であり、テカポを視察して何かヒントが得られるようなものではない。むしろ、「県内の天体観測場所を整備するため」であるならば、前述したような、初心者（特に女性や子ども）等が安心して安全に星空を楽しむ方法、観測場所でのトイレや水道の整備策、安全に楽しめるようにイベント等のソフト面などの情報等を、視察によって得るべきなのである。これらの情報はテカポ視察では何一つ得られていない。（補助参加人らはそんな問題意識も持たずに漫然と星空を楽しんだだけなので、当然の結果であるが）。

(4) 県政への反映

ア 報告書（甲 6）の記載内容

報告書（甲 6）に記載された内容を見ても、「県内の天体観測場所を整備するため」という視察目的との関係で何ら具体的な情報等をもたらされていない。単に、見てきたことの内容と感想が記されているだけであり、具体的提言は皆無である。

イ 議会での質問はパフォーマンスに過ぎない

補助参加人らの視察後の行動を見ても、テカポの視察が、何らかの施策の検討等に繋がるような有益な情報をもたらしたと評価することはできない。

この点、原判決は、「補助参加人佐々木は・・・平成 27 年 9 月定例会（第 353 回）においても同キャンプ場について言及していること（丙 6

の6)に照らせば、補助参加人らは一定程度具体的に県内の天体観測場所整備を検討していると推認できる」などと認定しているが(52頁)、全く誤っている。原審が提訴されたのは平成26年11月10日であり、補助参加人佐々木の定例会での言及はその後の平成27年9月なのである。普通に考えれば、提訴後に議会でうわべだけ言及して取り繕ったと推認できる(丙6の6、6頁)。また、この言及内容を見れば、具体的政策提言は一切なく、自らの経験をひけらかすだけのものであることが分かる。この程度の発言(質問)ならテカポを訪問するまでもなく容易に入手できる情報を元に述べることができる。補助参加人佐々木は、提訴を受けたことから、物見遊山の本件旅行への批判をかわすために議会でパフォーマンスをしたに過ぎない。パフォーマンスからは何も生まれるはずはなく、結局、テカポ視察の成果は何ら県政に反映されていない。

補助参加人らは、宮城県の天体観測の環境整備を本気で取り組むつもりなど全くなく、だからこそ、ホームページで探し出した天体観測場所(甲43)を陳述書に引き写したり(丙18、8頁)、議会で具体的政策提言もできない言及をしているに過ぎない。

(5) 海外視察に名を借りた観光中心の私的旅行と言えるか等

この点は、上記(3)ア及びイで述べたとおりである。テカポでの視察内容は、アース&スカイ社が一般の観光客向けに実施している星空ツアーと大差ないのである。

(6) 小活

以上より、テカポ湖畔の視察については、視察目的がそもそも不合理であり、適切な視察先が選定されておらず、具体的な視察内容が視察目的と合理的に関連しているとは到底認められず、宮城県政に有益な情報をもたらしたとも言えず、海外視察に名を借りた観光中心の私的旅行に過ぎないと言わざるを得ない。テカポ湖畔の視察の違法性は明らかである。

4 3日目の視察（ワイラケイ地熱発電所）

(1) 視察目的の合理性

ア 原判決は、「県内には鬼首地熱発電所が存在し、将来同発電所を活用する可能性を検討するために地熱発電所の視察を行うことが不合理又は不必要であるとはいえない」として、極めて抽象的かつ安易に視察目的の合理性を肯定している（原判決53頁）。

イ しかしながら、視察目的を検討・選定する上で十分な政策課題等についての調査が必要不可欠となるところ、補助参加人らは係る事前検討を何ら行っていないのである。

すなわち、補助参加人石川は、証人尋問において、「あなた方は本件視察に先立って、宮城県内の地熱発電に関する政策課題について調査されましたか。」という質問に対し、「私は記憶にありません。」と証言しており（石川32頁）、同池田は、「今回の視察に先立って、女川原子力発電所の発電量と鬼首地熱発電所の発電量、これらの差がどれくらいあるかといった観点からの事前の検討は行いましたか。」という質問に対し、「しておりません。」と証言しており（池田10頁）、事前に何らの調査等をしていないことが明らかになった。

また、補助参加人佐々木は、「視察に行く前の話ですけれども、宮城県の地熱発電政策にはどんな問題があるとお考えだったのでしょうか。」との質問に対し、「地熱を利用できるエリアというのは、例えば仙台ですとか秋保ですとか、ああいう温泉地帯がほとんどなんですけれども、実際にここで発電をする企業者が本当にいるのだろうかというのが、一番ここではネックではないのかなというふうに思っております。企業者というか、自分たちで発電機能を造ろうという、例えば東北電力さんが原子力発電をやめて地熱発電に切り替えようとか、そういう政策的なものがなかなか見付からなかったと、そういうことです。」（佐々木9、10頁）と証言している

が、いずれもごく一般的な事柄について抽象的に述べるものにすぎず、宮城県特有の問題点、地熱発電導入の課題等について何ら調査をしていないことが浮き彫りになった。

さらに、日本国内には主要な地熱発電所が17箇所あり(甲44、3頁)、中には地熱発電における熱をハウス栽培に活用する等(甲44、15頁)積極的な政策を実施している発電所もある。にもかかわらず、補助参加人らは、係る国内の発電施設についても事前調査・意見交換等を行わないまま本件視察に臨んでいる。

このように、補助参加人らは視察目的の選定・検討等を極めて安直に行っているのであり、そのような状態で合理的な視察目的を選定することなどおおよそ不可能と言うべきである。

ウ 加えて、控訴人の原審準備書面(3)(20頁)でも詳述したとおり、地熱発電は我が国及び宮城県において主要なエネルギー政策とは位置づけられていない。地熱発電はハイリスクでありかつローリターンの事業であり、温泉事業者の団体による地熱発電に対する反対運動が起こる等(甲44、4頁)、多くの課題を抱えており、依然として我が国の主要なエネルギー政策になり得ていないのである。宮城県唯一の地熱発電所である鬼首地熱発電所についても、重大な環境等への影響への配慮・措置が環境省から求められている等(甲45の1、2)、宮城県における地熱発電政策の推進には非常に高いハードルがあると言わなければならない。そして、これらはいずれも視察するまでもなく容易に判明する情報である。

エ このように、十分かつ綿密な事前調査を行い正しい現状及び政策課題を把握すること抜きにしては、到底適切な視察目的選定など不可能である。原判決は何らの根拠なく「県内には鬼首地熱発電所が存在し、将来同発電所を活用する可能性を検討するために地熱発電所の視察を行うことが不合理又は不必要であるとはいえない」と判示しているところ、極めて不合

理かつ誤った認定というほかない。

(2) 視察目的と視察先との関連性

ア 原判決は、「補助参加人らは、エネルギー問題調査を目的として、発電所の現状と問題点調査並びに経費の調査を調査項目としてワイラケイ地熱発電所を視察しており、視察目的と視察先との関連性は認められる」と判示する（原判決 5 2 頁）。

イ しかしながら、上記の通り我が国において地熱発電政策は主要なエネルギー政策とは到底言えず、優先順位からすれば、他の発電方法（例えば、水力、風力、太陽光、潮力、下水バイオガス、そして間伐材バイオマス等）の視察がより適切と考えられるにもかかわらず、補助参加人らは他の発電方法との比較検討を何ら行わないまま（弁論の前趣旨）、安易にワイラケイ地熱発電所を選択したのであり、到底視察目的との関係において適切な視察先が選定されているとはいえない。

(3) 視察内容と視察目的の合理的関連性

ア 原判決は、「補助参加人らは、事前にアポイントメントを取って、地熱発電に関する資料に基づいてグレッグ・ビグナル氏から地熱発電の仕組みや余熱の活用法等について説明を受けており、視察内容の相当性は認められる」と判示する（原判決 5 2、5 3 頁）。

イ しかしながら、補助参加人らはグレッグ・ビグナル氏に 1 時間半から 2 時間ほど話を聞いただけで、肝心の地熱発電施設の見学すら行っていない（石川 3 3 頁）。地熱発電はその設備によって環境への影響が懸念されることからすれば、地熱発電設備及び附帯設備の決定等には慎重な検討が求められる。そうである以上、現地の地熱発電設備を実際に目で見た上で、同設備の決定・内容等について説明を受けることによって、ニュージーランドの地熱発電施設・政策等についての理解を深めることができる。このように、ニュージーランドに赴いて地熱発電所を視察することの最大の意

義である。しかしながら、補助参加人らは係る施設を何ら視察することはなかったのであり、同所視察の最大の意義が達せられなかった。

また、グレッグ・ビグナル氏からの講義内容についても、補助参加人らが特に講義を受けたい内容等について事前に伝えていたということもなく（石川33頁）、ごく一般的な地熱発電政策について説明を受けただけであった。このことは、補助参加人らの海外行政視察報告書（甲6）の記載からも明らかである。すなわち、同報告書には、「地熱発電をすることによっての災害等を理解し、コストなどの障害を克服することで有効に活用できる。例として、発電で使った地熱の余熱を活用して、温室栽培や、養殖、温水プール、製紙工場や、暖房など有効利用することによってコスト低減や新たな雇用確保ができる」等と一般的抽象的な記載がなされているにとどまり（9頁）、いずれも視察をするまでもなく容易に判明する事柄である。単に一般的なレクチャーを受けるだけならばテレビ電話・スカイプ等でも十分に可能なのであって、係る講義を多額の公費をかけて「現地で」行う必要性は存在しない。

このように、ワイラケイ地熱発電所視察の必要性は存在せず、かつ、補助参加人らの視察によって、ニュージーランドに行かなければ入手できないような宮城県の地熱発電政策にとって有用な情報は何ら得られなかったといえる。

ウ 原判決は「説明を受け」たことをもって安易に視察内容の相当性を肯定しているが、正にニュージーランドまで行って「現地」視察をすることの最大の意義を何ら理解していないものと言わなければならない。通信技術が発達した現代社会においては、メール、インターネット通話等であたかも目の前にいるようにコミュニケーションが可能なのであり、単に「説明を受け」るのであれば「現地」を視察する必要性は全くないのである。高額な公費を支出して、かつ、全行程のうち貴重な1日を費やす以上、少な

くとも実際に発電施設を見ながら説明を受ける等が最低限必要というべきであり、具体的な視察内容が視察目的と合理的に関連していないことは明らかである。

(4) 県政への反映

ア 原判決は、「本件報告書には、グレッグ・ビグナル氏の経歴等に関する説明以外には、ニュージーランドが2005年以降地熱に力を入れるようになったこと、発電の余熱を活用できることしか記載されておらず、視察内容の記載として不十分であることは否めない」と認定しながら（原判決52頁）、結論として本件視察については違法性の根拠とは認めなかった。

イ これは、上記のとおり、原判決が、裁量権行使の逸脱または濫用の判断基準から、恣意的に「事後の報告書において、視察目的との関係で何らかの具体的な情報等をもたらしたり、県政にかかわる分野及びこれに関連する分野についての調査研究として、何らかの施策の検討等に繋がるような有益な情報をもたらしたといえるか（外形的抽象的情報の記載や訪問するまでもなく我が国で容易に入手できるか否か等）」という東京高判が適示した基準を除外したことによるものである。

補助参加人の視察内容はいずれも一般的な事柄でしかなく、視察をするまでもなく容易に判明することばかりではあったことから、視察結果が県政に具体的に反映されることは今までもそしてこれからもおおよそ期待できない。補助参加人らの海外行政視察報告書（甲6）には、「地熱発電をすることによっての災害等を理解し、コストなどの障害を克服することで有効に活用できる。例として、発電で使った地熱の余熱を活用して、温室栽培や、養殖、温水プール、製紙工場や、暖房など有効利用することによってコスト低減や新たな雇用確保ができる」等と一般的抽象的な記載がなされているにとどまり（9頁）、いずれも視察をするまでもなく容易に判明

する事柄である。単に一般的なレクチャーを受けるだけならばテレビ電話・スカイプ等でも十分に可能なのであって、係る講義を多額の公費をかけて「現地で」行う必要性は存在しなかったことが報告書の係る記載からも事後的に確証されたのである。

ウ このように、事後の報告書において、視察目的との関係で何らかの具体的な情報等をもたらしたり、県政にかかわる分野及びこれに関連する分野についての調査研究として、何らかの施策の検討等に繋がるような有益な情報をもたらしたとは到底評価できない。

(5) 海外視察に名を借りた観光中心の私的旅行と言えるか等

以上の通り、一般の観光旅行における見学とは異なる何らかの特段の調査研究がなされた事情は何ら存在しない。

むしろ、補助参加人らは、同日の夕食時にマオリ族のハンギディナーを楽しんだ。ハンギディナーは温泉の蒸気による地熱を利用し、肉、魚、野菜類を葉にくるんで蒸し焼きにするマオリ族の伝統料理であり、ハンギディナーとマオリショーはロトルアの観光名物である（甲12、50頁）。同日の行程全体及び上記で主張した視察内容・結果等からすれば、補助参加人らはマオリ族のハンギディナーの鑑賞を真の目的として同日の視察を行ったと評価するほかない。原判決はこの点について何らの評価・判示を行っていない。

係る行程からも、本件視察が海外視察に名を借りた観光中心の私的旅行であったことは明らかである。

(6) 小括

以上の通り、東京高判が示した判断基準に照らせば、3日目の視察については、視察目的がそもそも不合理であり、適切な視察先が選定されておらず、具体的な視察内容が視察目的と合理的に関連しているとは到底認められず、宮城県政に有益な情報をもたらしたとも言えず、海外視察に名を借りた観光中心の私的旅行に過ぎないことは明らかである。

第6 違法性に関する判断の誤り

1 原判決の判示

原判決は、「以上によれば、本件海外視察のうち、4日目及び5日目の視察先については、本件派遣決定の際に視察目的と視察先の関連性について審査がなされていないか、議会の審査を経ずに県政と無関係な遊行を主目的とする行程を組み込んだものと認められることから、4日目と5日目の視察に係る本件派遣決定及びそれに伴う件公金支出は、議会の裁量権行使の逸脱又は・種.用に当たり、違法であるというべきである」と判示した（原判決56頁）。

しかしながら、上記判断のうち4日目及び5日目については結論としては妥当であるが、その他の行程についての判断は明らかな誤りである。

2 原判決の誤り

(1) 上記で詳述したことからすれば、本件視察は実質的には開催視察に名を借りた観光中心の旅行であったことは明らかである。すなわち、そもそもの準備段階において、ニュージーランドの視察を行うことが他の比較等何らなされず決定されており、視察先についても概ね旅行会社及び補助参加人石川が選定したものにつき何らの議論等がなされないまま決定された。

そして、具体的な視察内容についても、県政に反映され得る実効的な視察等は何らなされることはなく、漫然と所謂観光名所を遊行しただけであった。事後的に作成・提出された報告書も、感想文の域を出ない極めて抽象的かつ不十分なものであった。

(2) このように、本件視察の違法性を判断するに当たっては、補助参加人らの弁解に安易に依拠するのではなく、客観的になされた視察内容等を個別具体的に検討することが必要不可欠である。にもかかわらず原判決は個々の視察先についてそれぞれ補助参加人らの弁解に安易に依拠し、何ら具体的な検討を行わないまま4日目及び5日目を除く行程については結論として違法性を認定しなかった。

- (3) 以上の原判決の判示は著しく不合理であると言うべきであり、本件視察先を子細に検討し、その上で本件視察全体を総合的に検討すれば、結局の所、本件視察は実質的には開催視察に名を借りた観光中心の旅行であったことは明らかである。よって、本件視察について派遣決定を行ったことは、その行程全てについてその裁量権を逸脱・濫用してなされた違法なものというべきである。係る点において原判決は取り消されなければならない。

3 悪意の受益者

(1) 原判決の判示

原判決は、「原告は、補助参加人らが悪意の受益者であると主張するが、原告による本件公金支出に係る監査請求が棄却されていることに照らせば、悪意の受益者であることを認めるに足りる証拠はなく、原告の主張は採用できない。よって、民法704条前段の法定利息の返還履行請求を求める原告の請求は理由がない」と判示する（原判決57、58頁）。

しかしながら、原判決は何ら事案に即した検討を行わないまま極めて安易に悪意の受益者に係る主張を排斥しており極めて不当である。なお、遅延損害金に関する原判決の判断については、不服の対象から外すこととする。

(2) 「悪意の受益者」の意義

ア 「悪意の受益者」については、善意悪意が裁判上問題になった場合、悪意を推測させる徴表たる間接事実によって推断するほかない。したがって、悪意を推測する事実が立証されれば、当該受益者が悪意であることが推定されるのである。原判決はいかなる事実が立証されれば悪意を基礎づけるかについても何らの判断を示していない。

イ 「悪意」であるとするために、法律上の原因があるか否かの法的認識は不要であり、法的認識の基礎となった事実の認識で足りるべきである。仮に悪意が法的評価・判断を意味するとすれば、利得者は「法律上の原因があると認識していた」と主張すれば足りることとなり、悪意性要件が無

意味化するためである。

ウ (裁) 判例も、悪意を認定する際には直接に事実から悪意を認定できる際は別として、そうでないケースでは一定の事実から受益者の悪意を推定し、反証のない限りは悪意を肯定するという手法を取っている。例えば、近時の利息制限法1条1項違反の制限超過利息を受領したが、その受領につき改正前貸金業法43条1項が適用されないときは、貸金業者が同条同項の適用があると認識し、しかも、そのような認識を有するに至ったやむを得ないといえる特段の事情がなければ、民法704条の悪意の受益者と推定するとの判断を行っている(最判平成19年7月13日・判タ1252号110頁等)。

エ 原判決は、係る悪意の受益者に関する理解を誤り、何らの具体的審理等を経ないまま「悪意の受益者であることを認めるに足りる証拠はな」と判示しており、極めて不十分なものといわなければならない。

(3) 原判決の誤り

ア 以上を本件派遣についてみれば、補助参加人らにおいて、本件派遣決定が違法であることを基礎づける事実について認識をしていれば悪意の受益者であることが推定されるというべきである。本件において補助参加人らの悪意を基礎づける具体的事実・事情と言え、それは正に本件派遣先が観光名所であること、視察に先立ち何らの実質的準備等を行っていないこと、視察結果を県政に何ら具体的に活かしていないこと等に他ならない。

イ そして、これまで述べてきたとおり、補助参加人らが視察した先はいずれもいわゆる観光名所であり、補助参加人は何ら実質的な事前準備・検討を行っていなかったところ、補助参加人らが主張する派遣の必要性はいずれも後付けの名目でしかなく、本件視察が単なる海外視察であったことは明らかである。そうすると、補助参加人らは、本件派遣決定が違法であることを基礎づける上記事実について確定的認識を有していたというべき

である。

よって、補助参加人らは悪意の受益者であることは明らかであり、これを否定する事情は何ら主張立証されていない。なお、原判決は「原告による本件公金支出に係る監査請求が棄却されていること」を挙げるが、そもそも監査結果が誤りで有り何ら参照価値がないものなのであるから、係る事情を捉えて補助参加人の悪意性を覆すものとはならない。

ウ したがって、補助参加人らは、利得発生日である平成26年3月6日から、当該利得に年5分の割合の遅延利息を付してこれを返還すべき義務を負う。

第7 損害認定に関する判断の誤り

1 原判決の判示

原判決は、「本件海外視察には適法な行程も存在しており、本件公金支出全額を違法ということはできず、違法とされる4日目及び5日目の視察に係る費用を返還すべきであるところ、4日目及び5日目の視察費用が、本件旅行会社に支払った旅行代金のうち本件公金支出にかかる90万円から支出されたのか、それ以外の部分から支出されたのかを区別することができない。したがって、4日目と5日目の視察費用を、本件旅行会社に支払った旅行代金から、旅費支給の対象ではないものを除いた費用全体に割り付け、本件公金に係る90万円のうち、4日目と5日目の視察費用に相当する金額を返還するのが相当である。」と判示し、4日目と5日目の宿泊料、定額による旅行雑費、北島部分バス料金、ワイヘケ島の往復フェリー代に限って違法であるとした。

原判決の損害認定の考え方は、「1～3日目は適法な旅行であったから、4日目と5日目にかかった経費のみ違法とすればよく、日本からニュージーランドまでの移動に要した経費は全て適法として問題ない」というものである。

しかし、かかる損害の認定方法は、明らかに不当である。

2 原判決を前提にしても全旅費の4割を違法と認定すべきである

(1) 遊行目的の視察に多額の航空運賃が公費から支出されている

ア 原判決は、「4日目及び5日目の視察先については、本件派遣決定の際に視察目的と視察先の関連性について、審査されていないか、議会の審査を経ずに県政と無関係な遊行を主目的とする行程を組み込んだものと認められる」とした上で、「本件海外視察の全行程のうち違法な行程の割合は40パーセントを占めることになる」と判示する（原判決56頁）。

イ 上記判示が誤りであることは上述のとおりであるが、仮に原判決を前提にしても、本件視察には視察目的と関係のない場所に行く目的や遊行目的が全体の少なくとも40%占められており、補助参加人は、全体の行程の40%について、視察目的と関係のない場所に行く目的や遊行目的で、日本からニュージーランドまでの往復の航空機を使っていたことになる。

海外視察の場合一般的に航空機を利用するため、支出される交通費（航空運賃代）が高額になる。本件視察の場合も、支出された航空運賃は計354万6000円と極めて高額であり、航空運賃だけで旅費総額561万円の約63%を占めている（甲4）。視察の全行程において、視察目的に照らして必要十分な視察が行われるという前提がなければ、公金からこれほど多額の航空運賃を支出することは許されなかったはずである。

ウ 原判決は、行程の一部に違法な視察があった場合でも、航空運賃は全て適法になるかのような判断を下している。しかし、原判決の考え方によると、真実は娯楽目的が含まれているにもかかわらず、娯楽目的がないように装って申請し派遣決定された海外視察であっても、公金から航空運賃を全額支出することが許されてしまう。このような考え方は、一般市民の感覚からあまりにもかけ離れたものであると言わざるを得ない。

エ 航空機を利用する目的に視察目的と無関係な目的や遊行目的が含まれている場合、航空運賃も違法な目的の割合に応じて按分し、違法部分は不当

利得として返還しなければならないことは当然である。

(2) 適法な視察が1日あれば、航空運賃の支出が全て適法となりかねない

ア さらに、原判決の「違法な行程の日当や現地の経費に限って返還すればよい」という判断は、以下のような場合、不当な結論を導くことになる。

イ 例えば、本件海外視察の行程5日間のうち、最初の1日だけ適法な視察を行い、残りの4日間は娯楽目的で観光した場合を考える。原判決の理論によれば、「航空運賃と、初日の経費は全て適法である。ただし、2日目以降の宿泊費と経費は違法である」との判断になる。しかし、一般市民の感覚からすれば、「5日間のうち、4日間は娯楽目的で海外に行っているのであるから、旅行全体が違法であり、旅費を全額返金するか、少なくとも4日分の割合に相当する航空運賃代は公金から支出すべきではない」となることは明らかである。

ウ 前記のとおり、本件海外視察で支出された航空運賃は、旅費全体の約63%を占めている（甲4）。仮に全体の8割（5日間で4日）が違法な視察と認定された場合であっても、原判決の考え方に従えば、航空運賃は全て適法と判断され、返金を要する金額は総額の3割程度に留まり、支出の7割は適法となる。この結論が不当であることは一目瞭然である。

(3) 小括

したがって、仮に本件海外視察の全行程のうち違法な行程の割合は40パーセントを占めると認定するのであれば、旅費総額の4割を違法と認定しなければならない。係る点においても原判決の判断は明らかに誤っている。

3 まとめ

以上、仮に原判決の判示を前提にしても、原判決は損害認定に関する考え方を明確に誤っており、市民感覚及び常識と乖離した極めて不当な判断を行っており、係る点についても是正されなければならない。

第8 結語

以上より、原判決には、そもそもの裁量論に関する考え方の誤り、各視察先についての認定の誤り及び損害認定についての誤り等、極めて重大な誤りが多々含まれている。原判決は総じて県議会の裁量を広く認めており、今後の違法な視察を助長する結果をもたらすものであり、これらについてはいずれも是正されなければならない。

よって、控訴人は以上の原判決の判断を是正すべく、本件控訴に及んだものである。

以上